

広島県告示第八百三三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十一年八月二十七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

リード工業株式会社

福山市神辺町西中条一三三九―二

代表取締役 藤岡 英樹

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―一九）第〇三四二三七号

四 処分の内容

土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者は、代表取締役の傷害罪に係る罰金刑が平成十九年十一月七日に確定し建設業法第八条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、平成十九年十一月十二日の建設業許可申請に、役員が欠格要件に該当しない旨を記載した虚偽の誓約書を添付し、平成十九年十二月十二日付けで一般建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第二十九条第一項第五号に該当する。